

実施計画・整備計画の考え方

【実施計画】

市区町村は、保育需要と提供体制の「見える化」を図ることを目的とした「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下「実施計画」という。）を作成し、国に提出していただくこととしています。また、財政支援を希望する市区町村は、実施計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定を行っていただく必要があります。

①「実施計画」の作成様式

- 「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望する自治体 … 様式1-1、1-2、様式2
 「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望しない自治体 … 様式1-1

②「実施計画」（様式1-1）の作成に当たっての考え方

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

- 令和11年度までの各年度の「就学前児童数」・「申込者数（保育ニーズ）」を人口動態や就業状況等により年齢区分ごとに適切に見込み、見込んだ「申込者数（保育ニーズ）」に対応する「利用定員数（整備量）」が確保できる5か年の全体計画を策定する。

2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定

- 上記で作成した令和11年度までの「利用定員数（整備量）」の計画が達成できるよう、個別の施設ごとの定員増減を考えて、「就学前教育・保育施設整備交付金」及び「保育所等改修費等支援事業」を活用して実施する5か年の整備計画を記載する。また、定員変更を伴わない「人口減少対策」の採択による財政支援を受けようとする整備がある場合も同様に記載する。
 また、上記整備交付金及び改修費支援等事業を活用せずに定員増減を行う施設について、その実施内容などを記載する。

③地方版子ども・子育て会議等の承認等

「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望する自治体は、上記①の様式について、上記②の考え方などについて説明した上で、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ていただくようお願いします。

【整備計画】

市区町村において「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする場合は、各年度における市区町村の施設整備計画に基づく施設整備事業として、協議案件（整備計画）を国に提出していただくこととしております。

また、整備計画の提出にあたっては、市区町村が計画的に整備を進めるものとして、地方版子ども・子育て会議等にて承認を得ていただく必要があります。

①「整備計画」の作成様式

- 「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする自治体 … 施設整備計画協議登録様式(いわゆる「エントリーシート」)

②「整備計画」の作成に当たっての考え方

- 市区町村ごとに作成した「実施計画」に基づき、各年度（令和8年度）に計画している「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする全ての必要な施設整備事業について作成する。
 ※ 「整備計画（エントリーシート）」をもって、「就学前教育・保育施設整備交付金」の採択予定事業として仮決定を行うため、実施計画に記載のない施設整備事業(老朽化対策など定員変更を伴わない整備事業、乳児等通園支援事業所のための整備など)についても全て記載すること。

③地方版子ども・子育て会議等の承認等

整備費の国庫補助を受けようとする自治体は、上記①の様式について、上記②の考え方などについて説明した上で、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ていただくようお願いします。

地方版子ども・子育て会議等に諮ることについて

- ・「採択を要する実施計画」及び「整備計画（エントリーシート）」については、将来における保育需要の把握が十分であるかや、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているか等を確認する観点で、地方版子ども・子育て会議等での承認を得ることを必要としている。

会議体・諮り方

- ・ **原則として、地方版子ども・子育て会議に諮ることとする。**
ただし、地方版子ども・子育て会議を設置していない自治体等においては代替手段を用いることも認めるが、担当者ではなく市町村として意思決定された実施計画・整備計画であると説明できることが必要。
- ・ 会議については、書面での開催も可とする。

時期

- ・ 実施計画・整備計画は、会議体への諮問等を行った後に都道府県を通じて国に提出することを原則とするが、会議体の開催時期を考慮し、事後に諮問等を行うことも可とする。
- ・ 事後に諮問等を行う場合でも、希望する財政支援の補助金等に係る交付申請時期までには承認を得ること。
- ・ なお、仮に事後に承認を得ることができなかった場合は、「実施計画」の採択取り消しを行うことがあり得る。

その他

- ・ 会議体に諮ったことについては、実施計画の様式上に記載欄を設け、確認を行うこととしている。